

- 近年、家族の在り方が多様化していく中で、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（いわゆる「事実婚」の方）の中にも、不妊に悩んでいらっしゃる方も少なくないと考えられる。
- このような方々に対しては、例えば、年金や健康保険、児童手当、育児休業といった社会保障分野では、法律上の婚姻をした配偶者と同様の扱いとされている。
- こうした中、今般、このような方々に対して、不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成対象を拡大すべきかについて、有識者の皆様のご意見をお伺いする。
- 参加者は、以下の方々
 - ・石井美智子（明治大学法学部専任教授）
 - ・松村淳子（京都府健康福祉部長）
 - ・松本亜樹子（NPO 法人 Fine 理事長）
 - ・温泉川梅代（日本医師会常任理事）
 - ・吉村泰典（一般社団法人吉村やすのり生命の環境研究所長）（かっこ内は所属・職名、50音順、敬称略）

※ 意見交換会は、公開。